

新型コロナPCR検査（外部委託）、4月より850点に —新型コロナウィルス感染症にかかわる診療報酬算定について その26—

厚労省は3月16日付で、「検査料の点数の取り扱いについて」の通知を发出。外部委託の場合の「SARS-Cov-2核酸検出」及び「SARS-Cov-2・インフルエンザ核酸同時検出」が、**4月1日から6月30日まで850点を算定するよう改められた**ことが示された。

当該検査は4月1日から700点を算定することとされていたが、感染状況や医療機関での実施状況、2月に行われた市場実勢価格調査等を踏まえて850点へと改められた。ただし、大幅な減額となることに変わりはない。

4月からの新型コロナウィルス感染症にかかる検査の点数は以下の通り。

	～3/31	4/1～	7/1～(予定)
SARS-Cov-2核酸検出検査（委託）	1350点	850点	700点
SARS-Cov-2核酸検出検査(委託以外)	700点		
SARS-Cov-2・インフルエンザ核酸同時検出（委託）	1350点	850点	700点
SARS-Cov-2・インフルエンザ核酸同時検出（委託以外）	700点		
抗原検出検査（定性）	300点		
抗原検出検査（定量）	560点		
SARS-Cov-2・インフルエンザウィルス抗原同時検出	420点		

発熱診療等医療機関における 「二類感染症患者入院診療加算」、算定期限が延長

厚労省は3月16日付で「新型コロナウィルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）」を发出。診療・検査医療機関（神奈川県では「発熱診療等医療機関」）において算定される二類感染症患者入院診療加算について、以下の取扱いが示された。事務連絡の原文は厚生労働省ホームページを参照いただきたい。

◇**新型コロナ疑い患者を外来診療する場合（250点。院内トリアージ実施料への加算）**
3月31日までの算定期限が、**7月31日までに延長された。**

◇**新型コロナ確定患者、電話診療の際に算定する場合（500点）**

まん延防止等重点措置（以下、重点措置）の実施期間において、二類感染症患者入院診療加算（250点）を2倍の500点で算定できるとされていたが、3月21日まで重点措置を講ずべき区域として公示された区域を含む都道府県（**神奈川県を含む18都道府県**）では、**重点措置解除後も4月30日まで算定可能とされた。**

※いずれの場合も、算定にあたっては発熱診療等医療機関である旨を自治体のホームページで公表している必要がある。

※算定期限の変更のみで算定要件に変更はない。